(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
掛川市八坂字川田四八九番から同市沢田字六の坪九二番一まで	前	BA 七・五〇～一九・八〇〇	九三・〇〇〇メートル 九・二九三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・五〇～一九・八〇〇	九三・〇〇〇メートル 九・六八二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月三十一日

中部地方整備局長　足立　敏之

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
一号	掛川市二瀬川一三〇八番二から同市二瀬川一二六四番まで	中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月三十一日

○中国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月三十一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二から同町西坪字吹上四八三番二まで	前	BA 一〇・二〇～一八・〇〇〇	六二・〇〇〇メートル 九・一〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一〇・二〇～一八・〇〇〇	六二・〇〇〇メートル 九・一〇五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月三十一日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
土佐市甲原字森康二六四五番一から同市甲原字森康二六七三番一まで	前	一四・六八～一五・八二	二五・二〇メートル 〇・一〇三キロメートル	
	後	一四・六八～一五・八二	二六・二二メートル 〇・一〇三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

七月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

議案提出

七月二十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之外二名提出）

議案受領

七月二十七日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

雨水の利用の推進に関する法律案

又同日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

海上運送法の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

船員法の一部を改正する法律案

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

七月二十七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判所法の一部を改正する法律案（第百七十九回国会内閣提出、本院継続審査）

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

七月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

病院の耐震改修状況及びその促進に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

答弁書受領

七月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出再雇用を義務づけた高年齢者雇用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳提出原発のない沖縄と電源開発促進税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員瑞慶覧長敏提出Ｖ－二二オスプレイの安全性および日本への配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松木けんこう提出企業の倒産処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員瑞慶覧長敏提出日米安保条約に基づく事前協議とＶ－二二オスプレイの日本への配備の関連に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平山泰朗提出地方税法第四百八十五条の十四（たばこ税額を条件とする補助金等の禁止）に関する質問に対する答弁書

報告書受領

七月二十七日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十四年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

参議院

議案送付

七月二十七日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

海上運送法の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

船員法の一部を改正する法律案

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

また、同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

雨水の利用の推進に関する法律案

議決通知

七月二十七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判所法の一部を改正する法律案

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案